

# 国民健康保険に加入される皆様へ

《令和8年度》

## ◎保険税について

令和8年4月1日から令和9年3月31日のご家族の加入状況によって、**世帯主に課税**されます。  
 年度途中で加入、脱退の異動があったときは、月割で課税されます。

	医療給付費分 (全ての被保険者)	後期高齢者支援金 (75歳未満の被保険者)	介護納付金分 (40～64歳の被保険者)	子ども・子育て支援納付金分
均等割額 (加入者1人につき)	28,500円	8,700円	13,000円	1,300円 ※1
18歳以上均等割額 (加入者1人につき)	-	-	-	100円 ※2
平等割額 (加入世帯1世帯につき)	23,500円	7,300円	7,500円	900円
所得割額※3 (令和7年中の世帯の所得合計に対して)	基準総所得金額の 6.76%	基準総所得金額の 1.97%	基準総所得金額の 2.41%	基準総所得金額の 0.29%
課税限度額 (保険税の上限)	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※1 年度当初に18歳未満の方は軽減されます。

※2 年度当初に18歳以上の方が対象です。

※3 基準総所得金額は、個人の所得金額の合計から基礎控除額の43万円を除いた後、世帯で合算した金額です。ただし、擬制世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主）の方の所得は算出根拠から除きます。

## ◎保険税の納期限

第1期： 6月 1日	第6期： 11月 2日
第2期： 6月30日	第7期： 11月30日
第3期： 7月31日	第8期： 12月25日
第4期： 8月31日	第9期： 2月 1日
第5期： 9月30日	第10期： 3月 1日

第1、2期は前年度課税年額の1/10ずつの仮算定税額、第3期目からは上記税額表に基づいた本算定税額（第1、2期税額を減じて8分割した額）を納付いただきます。

令和8年4月以降から加入された世帯は、第3期以降届出日後の納期限からの課税となります。

## ◎出産育児一時金

被保険者が出産されたときは、50万円（上限）支給します。

## ◎葬祭費

被保険者が死亡されたときは、葬祭を行った人に5万円支給します。

## ◎口座振替の原則化

大野町では原則、国民健康保険税の普通徴収の納付は口座振替をお願いしております。

大野町指定金融機関の預貯金口座から自動的に引き落としとなります。

納め忘れのない安心・安全・便利な口座振替を、ぜひご利用ください。

## ◎産前産後の税減額制度

国民健康保険に加入している方が出産した場合、均等割額と所得割額が減額されます。

申請には出産（予定）日のわかるもの（母子手帳等）の提示が必要です。詳細は担当へお尋ねください。

● 問合せ先 大野町役場 民生部 住民課 TEL0585-34-1111  
 （裏面に続きます。）

## 国民健康保険税について

国民健康保険は、相互扶助の考えに基づき、加入者の皆様の保険税等により運営されており、保険税は皆様の医療費にあてられる貴重な財源となります。

保険税を滞納したときは、延滞金が発生します。また、給付に制限がかかったり、財産を差し押さえられることもあります。納付漏れのないようお願いします。

### ◎所得による保険税減額制度

世帯主（擬制世帯主を含む）と国民健康保険に加入している全員の所得の合計額が一定基準以下の場合には、保険税の均等割額と平等割額から割合に応じた額を減額します。減額申請は不要ですが、**国民健康保険に加入されている方と世帯主は、所得の有無に関わらず、所得の申告が必要です。**減額の割合は所得により、2割、5割、7割と3段階になっています。その基準については、下記の減額世帯の限度額表のとおりです。なお、国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行した場合（特定同一世帯所属者）は、これまでと同じ減額が受けられるように、移行した方の所得と人数を含めて減額判定を行います。

減額世帯の限度額表

判定区分	減額率
43万円+ (給与所得者等の合計数-1) × 10万円以下	7割
43万円+ (31万円×世帯に属する国保加入者及び世帯に属する特定同一世帯所属者の合計数) + (給与所得者等の合計数-1) × 10万円以下	5割
43万円+ (57万円×世帯に属する国保加入者及び世帯に属する特定同一世帯所属者の合計数) + (給与所得者等の合計数-1) × 10万円以下	2割

※世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者の総所得金額（基礎控除差引前）の合計額で判定します。

※給与所得者等とは、下記の収入額を超える方になります。

【給与収入:55万円、公的年金収入:60万円(65歳未満)・110万円(65歳以上)】

### ◎特定世帯の保険税減額制度

特定世帯とは、国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険の被保険者が1人になる世帯のことです。医療給付費分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援納付金分の平等割額が、特定世帯となっている5年間は1/2、6年目～8年目までは3/4になります。申請は不要です。

税 額	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40～64歳)	子ども・子育て支援納付金分
平等割額	23,500円	7,300円	7,500円	900円
平等割額(特定世帯1～5年目)	11,750円	3,650円	—	450円
平等割額(特定世帯6～8年目)	17,625円	5,475円	—	675円

### ◎子育て世帯への税減額制度

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児（小学校入学前の子供）にかかる均等割額の1/2を減額します。7、5、2割の減額が適用される世帯は、減額後の均等割額の1/2を減額します。申請は不要です。

### ◎非自発的離職者への税減額制度

自己都合でなく倒産や解雇等一定の理由で退職をされた65歳未満の方へ、国民健康保険税の特例措置があります。所得割額（表面参照）を、前年の給与所得に30/100を乗じて算出します。**保険税が30/100になるわけではありせんのでご注意ください。**社会保険に加入する等国民健康保険を脱退されるか、離職日の翌年度末（3月31日）で特例は終了となります。特例を申請するには、申請の際に、雇用保険受給者資格証（ハローワークで発行されます）の提示が必要です。詳細は担当へお尋ねください。